

# 北海道開発局室蘭開発建設部オープンカウンター方式実施要領

北海道開発局 室蘭開発建設部 契約課

## (定義)

第1条 オープンカウンター方式とは、会計法第29条の3第5項に基づき実施する随意契約（以下、「少額随意契約」という。）において、見積書を徴する相手方を選定することなく、見積合わせへの参加を希望する参加者からの見積書により見積合わせを行い、契約の相手方を特定する方式をいいます。

## (参加資格)

第2条 本要領に基づくオープンカウンター方式による見積合わせに参加する者に必要な資格は、次の各号のとおりとします。

- (1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
  - (2) 原則として、国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の製造」、「物品の販売」又は「役務の提供等」のいずれかにおいて、北海道地域の競争参加資格を有する者であること。  
ただし、参加条件については、見積依頼書等で明記している都度、確認すること。
  - (3) 北海道開発局長から指名停止を受けている期間中でない者であること。
  - (4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- 2 案件によっては、契約の相手方に対し契約の履行に必要な条件（固有の免許や資格の保有、担当する技術者への固有の資格の保有等）を課す場合があります。その場合、必要な条件は見積依頼書、仕様書及び積算書（以下、「仕様書等」という。）に明示されるので、必ず確認して下さい。

## (案件の公開)

第3条 オープンカウンター方式見積合わせを行うときは、オープンカウンター方式に係る案件情報を室蘭開発建設部契約課（以下、「契約課」という。）にて掲示するほか、ホームページに公開します。

- 2 見積に関する諸条件は、仕様書等により提示します。
- 3 仕様書等の交付は、契約課にて、参加者が公開見積用貸出カードに必要事項を記入し、契約課調達スタッフに提出した後に行います。  
電子メールにより仕様書等の交付を希望する者については、以下の内容を記載した電子メールにより交付の請求を行って下さい。この場合、公開見積用貸出カードへの記入は不要とします。なお、仕様書等の交付はPDFデータ形式での交付となりますので、あらかじめご了承ください。  
なお、電子メールにより交付できない案件（容量が大きい等）については、案件情報に明示します。

- (1) 電子メールの本文：
  - ① 会社名
  - ② 担当者名
  - ③ 電話番号
  - ④ メールアドレス
  - ⑤ 請求案件名

(2) 請求先メールアドレス：hkd-mr-j-choutatu@gxb.mlit.go.jp

## (同等品の確認)

第4条 物品の購入においては、規格指定のものを除き、見積に際し納入等を行う物品は仕様書等で指定した規格等と同等以上とします。指定した規格等と異なる規格で見積を行う場合には、見積書の提出前に同等品確認申請書を契約課調達スタッフに持参又は電子メールにより提出して確認を受けて下さい。確認を受けていない規格外の物品の納入は認めません。

電子メールアドレス：hkd-mr-shiryu@mlit.go.jp

## (仕様書等への質問)

第5条 仕様書等に対して質問がある場合は、見積依頼書に記載されている公開期間内に質問書（任意様式）を契約課調達スタッフに持参又は電子メールにより提出して下さい。

電子メールアドレス：hkd-mr-shiryu@mlit.go.jp

## (見積の方法)

第6条 見積書の提出は、本実施要領及び仕様書等を熟読のうえ、見積依頼書に記載されている見積期日までに契約課内設置の見積書投函箱に投函、又は郵送等（郵送又は民間業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99条）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便）により提出して下さい。

見積書には、消費税及び地方消費税を含めた合計金額を記載して下さい。  
様式は任意としますが、実施要領に記載されている事項を遵守して下さい。

見積書の宛名は「支出負担行為担当官 室蘭開発建設部長」として下さい。

- 2 次の(1)、(2)の手続きを行った場合については、見積書の押印の省略を可とします。
  - (1) 提出する見積書に「本件責任者」及び「担当者」の氏名・連絡先を記載して下さい。
  - (2) 下記の①又は②のどちらか一つを行って下さい。
    - ① 見積書を提出する封筒に上記(1)で見積書に記載した「本件責任者」及び「担当者」の氏名・連絡先が記載された名刺(コピー可)を同封して提出して下さい。
    - ② 見積書提出日時までに、電子メールの本文に、見積書の押印を省略する契約件名と上記(1)で見積書に記載した「本件責任者」及び「担当者」の氏名・連絡先を記入して下記の電子メールアドレスに送信して下さい。送信する電子メールの件名は「押印省略の申出(会社名)」として下さい。  
なお、同一の見積書開封日の契約案件については、一通の電子メールで申し出ることを可とします。
- 3 電子メール又はFAXによる見積書の提出は認めません。
- 4 一度提出した見積書はいかなる理由があっても差し替え、変更又は取消は認めません。
- 5 見積参加者は、調達物品等の価格のほか、納入場所への輸送費等調達に要する一切の諸経費を加算して見積もるものとします。

#### (公正な見積の確保)

- 第7条 見積者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為は行ってはなりません。
- 2 見積者は、見積に当たっては、競争を制限する目的で他の見積者と見積価格又は見積意思について、いかなる相談も行わず、独自に見積価格を定めなければなりません。
- 3 見積者は、契約の相手方の決定前に、他の見積者に対して見積価格を開示してはなりません。

#### (開封)

第8条 見積合わせは、見積依頼書に記載した日時に非公開(見積参加者の立会を行わない)で行います。

#### (契約の相手方の決定)

- 第9条 有効な見積を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって見積もりした者を契約の相手方とします。
- 2 見積合わせの結果は、原則として開札日の翌日(土日祝日を除く)17時00分までに契約の相手方となるべき者(最低価格見積者)にのみ通知します。
- 3 契約の相手方となるべき者(最低価格見積者)が2人以上あるときは、くじによる抽選で契約の相手方を決定します。
- 4 前項の日時・場所等については最低価格見積者に電話連絡しますが、参加できない場合は、契約事務に関係のない職員が代わってくじを引くこととします。

#### (見積合わせの不調)

第10条 提出された見積書のうち、予定価格の制限に達した価格の見積がない時は、見積合わせに参加した者に対して、再度の見積書の提出を求めることがあります。

#### (無効の見積)

- 第11条 次の各号の一に該当する見積は、無効とします。
  - (1) 参加する資格の無い者が行った見積
  - (2) 第3条第3項による仕様書等の交付を受けていない者が行った見積
  - (3) 見積書の提出期限後に提出された見積書
  - (4) 件名、金額、氏名等、押印(押印を省略する場合、「本件責任者及び担当者」の氏名・連絡先の記載がない入札)等、見積書に記載等を必要とする事項について記載のない見積書又は誤字、脱字等により意思表示が不明瞭な見積書
  - (5) 同一人が見積もった2通以上の見積書
  - (6) 金額を訂正した見積書
  - (7) 仕様書やその他見積に関する条件に違反した見積書

#### (見積結果の閲覧について)

第12条 見積合わせの結果は、契約者を決定した翌週の月曜日(月曜日が閉庁日の場合はその翌日)から、契約の相手方の名称と契約金額について契約課内で閲覧に供します。

#### (契約書、請書について)

第13条 契約の相手方は、決定後速やかに契約書、請書その他これに準じる書面を提出しなければなりません。ただし、支出負担行為担当官が必要ないと認めた場合は、この限りではありません。

2 物品の購入契約において、前項に定める契約書、請書の提出区分は以下によるものとします。

- (1) 契約金額が150万円以上 契約書 (別紙1)
- (2) 契約金額が 50万円以上 請書 (別紙2)

(その他)

第14条 見積書作成及び提出等にかかる費用は、すべて見積参加者が負担するものとします。

2 契約の相手方を決定するために、見積参加者に対して追加資料の提出を求め場合があります。

3 使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

4 都合により、見積合わせを取り止めることがあります。

5 契約保証金については、これを免除とします。

6 契約の相手方として決定した者が正当な理由が無く、契約を履行しない場合等不正又は不誠実な行為をした場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがあります。

～参考例～

# 見 積 書

見積金額      ¥ \_\_\_\_\_ (税込)

件 名      浦河地区構内除草

上記のとおり、オープンカウンター方式実施要領及び仕様書等を承諾のうえ、  
見積します。

令和    年    月    日

住所

会社名

代表者氏名

支出負担行為担当官  
室蘭開発建設部長    殿

※ 以下、記入することで押印不要。

本件責任者

(部署名・氏名)

\_\_\_\_\_  
(連絡先)

担当者

(部署名・氏名)

\_\_\_\_\_  
(連絡先)

～別紙1～

## 物 品 購 入 契 約 書

1 件 名

2 納 入 場 所

3 納 入 期 限

4 契 約 金 額

(1) 契約金額 円 -  
(うち消費税及び地方消費税の額 円 -)

「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定により算出したもので、契約代金額に110分の10を乗じて得た額である。

(2) 品名及び数量 別紙のとおり

5 契 約 保 証 金 免 除

上記の物品購入について、発注者と受注者は、各々対等な立場における合意に基づいて、別添の条項により公正な物品購入契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 室蘭市入江町1番地14  
支出負担行為担当官  
室蘭開発建設部長

受注者

(総則)

- 第1条 発注者及び受注者は、この契約書に基づき、設計図書（別の公示用設計書、仕様書、図面及びこれらに対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この契約書及び設計図書を内容とする物品購入契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 受注者は、契約書記載の物品（以下「物品」という。）を契約書記載の納入期限（以下「納入期限」という。）内に納入し、発注者に引き渡すものとし、発注者は、その契約金額を支払うものとする。
- 3 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 4 この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 5 この契約書及び設計図書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 6 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるところによるものとする。
- 7 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 8 この契約に係る訴訟の提起又は調停の申立てについては、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(指示等及び協議の書面主義)

- 第2条 この契約書に定める指示、催告、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除（以下「指示等」という。）は、書面により行わなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、発注者及び受注者は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、発注者及び受注者は、既に行った指示等を書面に記載し、7日以内にこれを相手方に交付するものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、指示等の内容が軽微なものについては、口頭で行うことができる。
- 4 発注者及び受注者は、この契約書の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

(権利義務の譲渡等)

- 第3条 受注者は、この契約により生ずる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合はこの限りでない。
- 2 受注者が部分払等によってもなおこの物品の納入及び引渡しに必要な資金が不足することを疎明したときは、発注者は、特段の理由がある場合を除き、受注者の売買代金債権の譲渡について、前項ただし書の承諾をしなければならない。
- 3 受注者は、前項の規定により、第1項ただし書の承諾を受けた場合は、売買代金債権の譲渡により得た資金をこの物品の納入及び引渡し以外に使用してはならず、またその用途を疎明する書類を発注者に提出しなければならない。

(設計図書等の変更)

- 第4条 発注者は、必要があるときは、設計図書、数量、納入期限、納入場所及び物品の納入に関する指示（以下「設計図書等」という。）の変更内容を受注者に通知して、設計図書等を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、納入期限若しくは契約金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(納入期限又は契約金額の変更方法)

- 第5条 納入期限又は契約金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が納入期限又は契約金額の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(著しく短い納入期限の禁止)

- 第6条 発注者は、納入期限の延長を行うときは、この物品の納入及び引渡しに従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により物品の納入及び引渡しの実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。

(受注者の請求による納入期限の延長)

- 第7条 受注者は、受注者の責めに帰することのできない事由により納入期限までに物品を納入することができない場合は、発注者に対して納入期限の変更を求めることができる。

(損害の負担)

第8条 第4条の規定により発注者が契約を変更したときは、受注者は、損害防止のため必要な措置をとらなければならない。

2 受注者は、前項の規定による措置を執ったにもかかわらず損害（現実を受けた損害をいい、期待した利益を除く。以下同じ。）を受けたときは遅滞なく同項の規定による措置を明示して発注者に損害の負担を請求することができる。

3 発注者は、前項の規定による請求を受けたときは、損害の負担について受注者と協議しなければならない。

(納入の告知)

第9条 受注者は、物品を納入したときは、直ちに発注者に通知しなければならない。

(検査)

第10条 発注者又は発注者が検査を行う者として定めた職員（以下「検査職員」という。）は、前条の規定による通知を受けたときは、その日から起算して10日以内に検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。

2 受注者は、前項の検査に合格した物品については、直ちに発注者に引き渡すものとする。

3 受注者は、検査の結果、不合格のものについては、発注者の指定する期間内に補修し、又は代品を納入して検査を求めなければならない。この場合において発注者は、第1項に準じて検査を行うものとする。

4 検査を受けるために要する費用（出張検査を要する場合の検査員の旅費を除く。）及び検査上から直接生ずる一切の損失は、受注者の負担とする。

(所有権の移転)

第11条 物品の所有権は、受注者が発注者に物品を引き渡したときに、発注者に移転するものとする。

(所有権移転前の損害の負担)

第12条 所有権移転前に生じた物品の滅失、損傷、その他の損害は、受注者の負担とする。ただし、発注者の責めに帰すべき事由により生じた損害は、この限りでない。

(契約金額の支払)

第13条 受注者は、第10条第2項の規定により発注者に物品を引き渡したときは、当該物品の契約金額の支払を発注者に請求するものとする。

2 発注者は、前項の規定により適正な請求書を受領したときは、その日から起算して30日以内に受注者に支払わなければならない。

3 発注者が、その責めに帰すべき事由により第10条第1項及び第3項の期間内に検査をしないときは、その期間を経過した日から検査した日までの日数は、前項の期間（以下「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(部分払)

第14条 受注者は、物品の一部を発注者の承諾を得て分納することができる。

2 前項の場合において、受注者は、検査に合格し発注者に引き渡した既納部分に対する契約金額相当額の支払を発注者に請求することができる。

3 前2項の規定により、受注者が物品を分納する場合の納入、検査及び支払については、第9条から前条まで及び第29条第2項の規定を準用する。

(第三者による代理受領)

第15条 受注者は、発注者の承諾を得て契約金額の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

2 発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して前条の規定に基づく支払をしなければならない。

3 発注者が受注者の提出する支払請求書に受注者の代理人として明記された者に契約金額の全部又は一部を支払ったときは、発注者はその責めを免れる。

(契約不適合責任)

第16条 発注者は、引き渡された物品が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、物品の修補又は他の良品の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課する者でないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 物品の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(納入遅延による損害金等)

第17条 受注者の責めに帰すべき事由により、納入期限までに物品を納入することができない場合においては、発注者は、損害金の支払を受注者に請求することができる。

2 前項の損害金の額は、納入することができない物品に相当する契約金額に遅延日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額とする。

(発注者の催告による契約解除権)

第18条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約の全部又は一部を解除することができる。ただし、その間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 第3条第3項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出したとき。

(2) 正当な理由がなく、納入期限までにこの契約を履行しないとき、又は履行する見込みがないと明らかに認められるとき。

(3) 正当な理由なく、第16条第1項の履行の追完がなされないとき。

(4) 前各号のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない契約解除権)

第19条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約の解除をすることができる。

(1) 第3条第1項の規定に違反して売買代金債権を譲渡したとき。

(2) 第3条第3項の規定に違反して譲渡により得た資金を当該物品の納入及び引渡し以外に使用したとき。

(3) この物品の納入及び引渡しをすることができないことが明らかであるとき。

(4) 受注者がこの物品の納入及び引渡しの債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(5) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

(6) 物品の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。

(7) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(8) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下この条において「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に売買代金債権を譲渡したとき。

(9) 第22条又は第23条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

(10) 受注者が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員



であると認められるとき。

イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 受注者が、アからオまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第20条 第18条各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

第21条 発注者は、物品の引渡し完了しない間は、第18条又は第19条の規定によるほか必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、これにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（受注者の催告による契約解除権）

第22条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（受注者の催告によらない契約解除権）

第23条 受注者は、第4条の規定により設計図書を変更したため、契約金額が3分の2以上減少したときは、直ちにこの契約の解除をすることができる。

（受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第24条 第22条又は前条に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（解除の効果）

第25条 契約が解除された場合には、第1条第2項に規定する発注者及び受注者の義務は消滅する。ただし、第14条に規定する分納に係る部分については、この限りでない。

2 発注者は、前項の規定にかかわらず、この契約が物品の引渡し前に解除された場合において、受注者が既に物品の納入を完了した部分（第14条の規定により既に引渡しを受けている物品を除く。）の引渡しを受ける必要があると認めるときは、納入を完了した物品の検査を行い、当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができる。この場合において、発注者は、当該検査合格部分に相応する契約金額を受注者に支払わなければならない。

（発注者の損害賠償請求等）

第26条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

(1) 納入期限内に物品の納入及び引渡しをすることができないとき。

(2) この物品に契約不適合があるとき。

(3) 第18条又は第19条の規定により、物品の引渡し後に契約が解除されたとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、解除部分に対する契約金額の10分の1に相当する額を違約金として、発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 第18条又は第19条の規定により物品の引渡し前にこの契約が解除されたとき。

(2) 物品の引渡し前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によつ

て受注者の債務について履行不能となったとき。

- 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
  - (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
  - (2) 受注者について更正手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
  - (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 4 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。
- 5 第1項第1号の場合においては、発注者は、契約金額から受注者がすでに物品を引渡した部分に相当する契約金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額を請求することができるものとする。

（受注者の損害賠償請求権）

- 第27条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。
- (1) 第22条又は第23条の規定によりこの契約が解除されたとき。
  - (2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 第13条第2項の規定による売買代金の支払が遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

（秘密の保持）

- 第28条 発注者及び受注者は、この契約の履行を通じて知り得た相手方の秘密を外部に漏らし、又は、他の目的に利用してはならない。

（遅延利息の徴収）

- 第29条 受注者がこの契約に基づく損害金、賠償金又は違約金を指定の期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額にその期限の翌日から支払の日まで年3パーセントの割合で計算した額の遅延利息を徴収する。

（相殺）

- 第30条 発注者は、受注者が発注者に支払うべき金銭債務がある場合には、その履行期限の到来しないものについても、これと受注者が発注者に対して有する金銭債権と対等额で相殺することができる。

（個人情報の管理）

- 第31条 この契約を履行するために発注者から受注者に個人情報の提供があった場合は、受注者は、漏えい、紛失又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 2 受注者は、発注者から提供された個人情報を、第三者に漏らし、又はこの契約以外の目的に利用してはならない。
  - 3 受注者は、発注者から提供された個人情報を、この契約以外の目的で複製してはならない。また、履行期間終了時には、複製した当該個人情報の消去を行い、発注者から提供された個人情報が記録された媒体のすべてを返却するものとする。
  - 4 受注者は、発注者から提供された個人情報が外部に漏えいするおそれがある場合は速やかに発注者へ報告するものとする。
  - 5 受注者は、発注者から提供された個人情報について、受注者の責めに帰すべき事由により漏えい、紛失、き損その他の事案が発生した場合、受注者はこれにより発注者又は第三者に生じた一切の損害について賠償の責めを負うものとする。

（談合等不正行為があった場合の違約金等）

- 第32条 受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、契約金額（この契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- (1) この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第

54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。)

- (2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が注者又は受注者が構成事業者である事業者団体(以下「受注者等」という。)に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。)において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
  - (3) 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対して納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
  - (4) この契約に関し、受注者(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- 2 受注者が、前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

(契約不適合責任期間等)

- 第33条 発注者は、引き渡された物品に関し、第10条第2項(第14条において準用する場合を含む。)の規定による引渡し(以下この条において単に「引渡し」という。)を受けた日から1年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除(以下この条において「請求等」という。)をすることができない。
- 2 前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、発注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。
  - 3 発注者が第1項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間(以下この項及び第6項において「契約不適合責任期間」という。)の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。
  - 4 発注者は、第1項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。
  - 5 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。
  - 6 民法第566条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
  - 7 発注者は、物品の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。

(契約外の事項)

- 第34条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

～別紙2～

## 請 書

契 約 の 目 的

契 約 金 額 ￥ -  
(うち消費税及び地方消費税相当額 ￥ -)

内 訳 別紙のとおり

消費税及び地方消費税の額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、契約金額に110分の10を乗じて得た額である。

条 件

納 入 期 限 令和 年 月 日

納 入 場 所

品質保証期間 納入後 一 年 一 月間

支 払 時 期 支払請求書を受理された日から30日以内にお支払い下さい。

納 入 が 延 滞 した 場 合 天災その他私の責に帰することができない事由を除き納入が遅延した場合は、納入期限の翌日から履行した日までの日数に応じ契約代金について年3パーセントの割合を乗じて計算した金額を違約金としてお支払いします。ただし、既納部分の引渡しをしたときは、引渡しをしていない部分の契約代金相当額に対して違約金をお支払いします。

契 約 に 違 反 した 場 合 この契約に定める条件に違反し契約を解除されたときは、指定された期間内に解除部分に相当する契約代金の10分の1の金額を違約金としてお支払いします。指定された期限までに違約金を納付できなかった場合は、期限の終了した翌日から納付した日までの日数に年3パーセントの割合を乗じて計算した金額を遅延利息としてお支払いします。

そ の 他 検査及び支払いに関する事項については、この請書に定めるほか、「政府契約の支払遅延防止等に関する法律」の定めるところに従います。なお内容変更については、協議して定めます。

上記の金額及び条件のとおり履行することをお請けいたします。

令和 年 月 日

支出負担行為担当官  
室蘭開発建設部長 殿

住所  
氏名

※ 以下、記入することで押印不要。

本件責任者

(部署名・氏名)

(連絡先)

担当者

(部署名・氏名)

(連絡先)